

# 福岡県公報

平成18年10月2日  
第2590号

## 目次

### 告示(第1884号-第1889号の3)

○予防接種を行う医師	(健康対策課)	1
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
<b>公 告</b>		
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	3
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	4
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	6
<b>公安委員会</b>		
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	6
<b>雑 報</b>		
○福岡北九州高速道路公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法	(高速道路対策室)	7

### 正 誤

○目次(平成18年9月13日福岡県公報第2583号)中正誤 ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第1884号

福岡県下各市町村長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
糸島郡志摩町大字師吉1200	医療法人社団桜珠会 可也病院	有 吉 孝 雄
糸島郡志摩町大字師吉1200	医療法人社団桜珠会 可也病院	緒 方 正 信
田川郡糸田町4154-2	特別養護老人ホーム 長寿園	向 笠 洋 三
田川郡糸田町3311	医療法人 二田水整形外科医院	二田水 節
田川郡糸田町1862-14	庄野医院	庄 野 泰 規
田川郡糸田町大熊4145-2	吉田医院	吉 田 豊 和
田川郡糸田町1772-3	中越医院	中 越 大 士
飯塚市太郎丸265番地	福岡県立嘉穂病院	中 尾 隆 介
飯塚市太郎丸265番地	福岡県立嘉穂病院	中 野 徹
太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	丸 野 大 輔
太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	久 保 敏 弘
太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	蛭 田 博 行
太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	小 田 祐 子
太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	小 城 左 明

太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	佐藤真紀
太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	高田篤
太宰府市五条三丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	中村一太
田川郡大任町大字今任原3401番地5	医療法人聖友会 慈光医院	大西晃生
田川郡大任町大字今任原4139番地142	医療法人 富士見ヶ丘内科循環器科医院	渡邊國博

#### 福岡県告示第1885号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
糸島郡志摩町大字師吉1200	医療法人社団桜珠会 可也病院	梅野一男
飯塚市太郎丸265番地	福岡県立嘉穂病院	石川幹真
田川郡大任町大字今任原4301-5	医療法人聖友会 慈光医院	志田正夫

#### 福岡県告示第1886号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市浦志3丁目473-3、473-5から473-28まで及び475-14並びにこれの区

域内の道路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江2丁目7番1号

株式会社アスト 代表取締役 草場 春次

#### 福岡県告示第1887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道	筑紫野古賀線		前	糟屋郡須恵町大字植木1117番1先から同郡粕屋町大字大隈108番7先まで	5.6 ～ 50.5	1,985.0
			前	同上	22.4 ～ 52.6	1,985.0
			後	同上	5.6 ～ 50.5	1,985.0
			後	同上	20.6 ～ 52.6	1,985.0

#### 福岡県告示第1888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡須恵町大字植木1117番1先から同郡粕屋町大字大隈108番7先まで

福岡県告示第1889号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町大字中原字立ノ口465番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑紫郡那珂川町中原467  
大徳寺 代表役員 松島 奉子

福岡県告示第1889号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
那珂	県道	那珂川大野城線	前	筑紫郡那珂川町大字後野35番1先から同郡那珂川町大字松木580番4先まで	16.0 ～ 46.1	1,634.0
			後	同上	16.0 ～ 45.0	1,634.0

福岡県告示第1889号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	那珂川大野城線	筑紫郡那珂川町大字仲270番3先から同郡那珂川町大字松木396番1先まで

公告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類  
遠賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 開催の日時及び場所
- (1) 日時  
平成18年10月24日 午後7時から9時まで
- (2) 場所  
遠賀町役場2階大会議室（遠賀郡遠賀町大字今古賀513）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
- (1) 都市計画の案の概要  
都市計画の区域を、(2)の場所で閲覧する総括図表示のとおり変更する。
- (2) 閲覧  
同案については、平成18年10月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び遠賀町まちづくり課において、公衆の閲覧に供する。
- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年10月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法  
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。
- 6 その他
- (1) 傍聴  
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。
- (2) 開催の中止  
公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。
- (3) 問い合わせ先  
この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類  
岡垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 開催の日時及び場所
- (1) 日時  
平成18年10月30日 午後7時から9時まで
- (2) 場所  
岡垣町役場大会議室（遠賀郡岡垣町野間1丁目1-1）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
- (1) 都市計画の案の概要  
都市計画の区域を、(2)の場所で閲覧する総括図表示のとおり変更する。
- (2) 閲覧  
同案については、平成18年10月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び岡垣町役場新館応接室において、公衆の閲覧に供する。
- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年10月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法  
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。
- 6 その他
- (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 北九州都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時  
平成18年10月25日 午後7時から9時まで
- (2) 場所  
ウェル戸畑会議室（北九州市戸畑区汐井町1番6号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要  
同方針のうち、次の事項を変更する。  
ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針  
イ 区域区分の方針

(2) 北九州都市計画区域区分の変更の案の概要

人口フレームを次のように変更する。

区 分 \ 年 次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	1,011.1千人	1,004.7千人
市街地内人口	965.0千人	942.1千人

(3) 閲覧

同案については、平成18年10月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び北九州市建築都市局都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年10月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

**公告**

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

水巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年10月23日 午後7時から9時まで

(2) 場所

水巻町中央公民館大会議室（遠賀郡水巻町頃末北1丁目1-2）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

都市計画の区域を、(2)の場所で閲覧する総括図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

同案については、平成18年10月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び水巻町産業建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年10月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場

合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第259号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成18年10月1日付で少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則）第2条の規定により告示する。

平成18年10月2日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域	
		名称	区域
吉原勝己	092-734-0110 中央警察署 (少年係)	○ 天神地区	福岡市中央区のうち 天神、大名、舞鶴、赤坂、今泉、 警固、薬院
		○ 清川・春吉地区	福岡市中央区のうち 西中洲、春吉、渡辺通、清川、高 砂、白金、平尾、大字平尾
木村嘉穂	093-645-0110 八幡西警察署 (少年係)	○ 黒崎地区	北九州市八幡西区のうち 黒崎、熊手、藤田、南八千代町、 八千代町、東神原町、西神原町、 紅梅、東鳴水、岸の浦、岡田町、 菅原町
		○ 後藤寺地区	田川市のうち 桜町、宮尾町、春日町、大黒町、

福田 秀人  0947-42-0110 田川警察署 (少年係)	○ 伊田地区  ○ 川崎地区  ○ 香春地区  ○ 金田地区	本町、千代町、平松町、西本町、 上本町、丸山町、大字川宮、大字 弓削田 田川市のうち 新町、日の出町、伊田町、番田町 、寿町、魚町、白鳥町、中央町、 栄町 田川郡川崎町のうち 大字川崎、大字池尻 田川郡香春町のうち 大字香春、大字高野、大字中津原 田川郡福智町のうち 大字金田、大字神崎
米倉 達雄  0942-38-0110 久留米警察署 (少年係)	○ 六ツ門日吉 地区 ○ 西鉄久留米 駅地区	久留米市のうち 六ツ門町、日吉町、通町、中央町 久留米市のうち 東町、天神町、大手町
斉藤 敏博  0944-43-0110 大牟田警察署 (少年係)	○ 明治地区  ○ 大正地区	大牟田市のうち 明治町、栄町、城町、大黒町、中 町、東新町、旭町、柿園町、日出 町、天神町、北磯町、新開町、健 老町、浜町、恵比寿町、椿黒町、 常盤町、左古町、泉町、谷町、築 町、山上町 大牟田市のうち 大正町、港町、中島町、住吉町、 中友町、本町、新地町、西新町、 浜田町、西浜田町

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第7号

福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第4項の規定に基づき公告する。

平成18年10月2日

福岡北九州高速道路公社  
 理事長 田中 康 順

（適用）

第1条 公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省第18号）第13条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に接近した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第4条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

（ETC専用施設における通行方法）

第5条 ETC専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、ETC専用施設を通過してはならない。

(ETC・一般共通有人施設における通行方法)

第6条 ETC・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 ETC通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、第3条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(ETC・一般共通機械式施設における通行方法)

第7条 ETC・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 ETC通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、第4条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第8条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・9・13	2583	目 次		1	○		後ろか ら5		(監査委員事務局監査第一課)	(監査委員事務局総務課)